

- (a) 前記の査証申請時に日本に通常居住する日本国民であること。
- (b) 前記の査証申請時の年齢が十八歳以上三十歳以下であること。
- (c) 一年を超えない期間デンマークにおいて主として休暇を過ごす意図を有すること。
- (d) 以前に前記の査証の発給を受けていないこと。
- (e) 被扶養者を同伴しないこと（被扶養者が前記又はその他の査証を有する場合を除く）。
- (f) 有効な日本国旅券を所持すること。
- (g) 帰国のための旅行切符又はこのような切符を購入するための十分な資金を所持すること。
- (h) デンマークにおける滞在の当初の期間に生計を維持するための十分な資金を所持すること。
- (i) 健康であり、かつ、健全な経歴を有すること。
- 2 申請者は、デンマーク語の知識の欠如のみを理由として1にいう査証の発給を拒否されない。
- 3 1にいう査証の申請は、この制度に特有の手続に従い、在本邦デンマーク大使館又は他のデンマークの査証処理事務所に対して提出されることが必要とされる。申請者は、必要なときは、資格決定のため、同大使館又は同事務所の代表者による面接を受ける。
- 4 デンマーク政府は、1にいう査証を有する日本国民に対し、入国の日から最長一年の期間デンマークに滞在する許可を与える。日本国民は、許可された期間を超えて滞在を延長することは認められない。
- 5 デンマーク政府は、この制度によりデンマークに入国した日本国民がデンマークの法令を遵守することを要請する。
- 6 この制度に参加する日本国民は、デンマークにおける滞在期間中に、旅行資金を補うために休暇に付随的な就労を行うことができる。
- 7 この制度に参加する日本国民は、デンマークの関係法令の範囲内で、デンマークの文化及び一般的な生活様式を学ぶ目的のため語学講座又は類似の講座に参加することができる。

- 8 デンマーク政府は、デンマーク内の関連団体がこの制度によりデンマークに入国した日本国民を進んで支援することを歓迎する。
- 9 デンマーク政府は、公安、公の秩序、公衆衛生又は出入国管理上の危険性を理由として前記の諸措置の全部又は一部を一時的に停止することができ。このような停止及びその停止が有効となる日は、日本国政府に対し、外交上の経路を通じて直ちに通告される。
- 10 デンマーク政府は、日本国政府に対し、書面による三箇月前の予告をもって前記の諸措置を終了させ又は修正することができる。
- 外務省は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて在デンマーク大使館に向かって敬意を表する。
- 二千七年六月二十八日にコペンハーゲンで
- 外務省告示第四百五十一号
- 平成十九年七月二十五日にアンマンで、第二次ザルカ地区上水道施設改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がヨルダン・ハシシェミット王国政府との間に行われた。
- 1 援助の目的及び内容 第二次ザルカ地区上水道施設改善計画を実施するために必要な
- (a) 給水施設の建設に必要な生産物及び役務の供与
- (b) 機材及びその据付けに必要な役務の供与
- (c) 前記(a)及び(b)の生産物の輸送に必要な役務の供与
- (d) 前記(a)の施設の運営及び維持・管理指導に必要な役務の供与
- 2 贈与の限度額 六億六千八百万円
- 3 贈与の使用期限 平成二十年三月三十一日まで
- 4 署名者
- 日本 側 加藤重信在ヨルダン大使
ヨルダン側 スハイル・アリ計画・国際協力大臣
臣
- 平成十九年八月八日
- 外務大臣 麻生 太郎

- 外務省告示第四百五十二号
- 平成十九年七月十三日にハノイで、円借款の供与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の平成十四年三月二十八日付けの交換公文に従ってベトナム社会主義共和国政府に供与されることになったオモン火力発電所及びメコンデルタ送変電網建設計画（第二期）の実施に係る円貨による借款の支出期間がベトナム社会主義共和国政府と国際協力銀行との間の合意により平成二十年一月十七日まで延長される旨の口上書の交換が、ベトナム社会主義共和国政府との間に行われた。
- 平成十九年八月八日
- 外務大臣 麻生 太郎
- 外務省告示第四百五十三号
- ジャマイカ政府は、平成十三年五月二十二日にストックホルムで作成された「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」の批准書を平成十九年六月一日に国際連合事務総長に寄託した。よって、同条約は、平成十九年八月三十日にジャマイカについて効力を生ずる。
- (平成十九年六月四日付け国際連合事務総長書簡)
- 平成十九年八月八日
- 外務大臣 麻生 太郎
- 外務省告示第四百五十四号
- ガイアナ協同共和国政府は、平成十年九月十日にロッテルダムで作成された「国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約」の加入書を平成十九年六月二十五日に国際連合事務総長に寄託した。よって、同条約は、平成十九年八月二十九日にガイアナ協同共和国について効力を生ずる。
- (平成十九年六月二十五日付け国際連合事務総長書簡)
- 平成十九年八月八日
- 外務大臣 麻生 太郎
- 特許庁告示第六号
- 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三十六条の規定に基づき次のとおり登録を行ったので、同法第三十九条において準用する同法第三十四条第一号の規定に基づき公示する。
- 平成十九年八月八日
- 特許庁長官 肥塚 雅博

- 外務省告示第四百五十五号
- 平成十九年七月二十六日にドゥシャンベで、ドゥスティエーニジノビヤン間道路整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がタジキスタン共和国政府との間に行われた。
- 1 援助の目的及び内容 ドゥスティエーニジノビヤン間道路整備計画を実施するために必要な
- (a) 道路の整備に必要な生産物及び役務の供与
- (b) 前記(a)の生産物の輸送に必要な役務の供与
- 2 贈与の限度額 七億三千七百万円
- 3 贈与の使用期限 平成二十年三月三十一日まで
- 4 署名者
- 日本 側 高橋博史在タジキスタン臨時代理大使
タジキスタン側 ハムラーハン・ザリフイ外務大臣
- 平成十九年八月八日
- 外務大臣 麻生 太郎
- 外務省告示第四百五十六号
- アメリカ合衆国政府は、平成十二年九月五日にホルルで作成された「西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約」の批准書を平成十九年六月二十七日にニュージーランド政府に寄託した。よって、同条約は、平成十九年七月二十七日にアメリカ合衆国について効力を生じた。
- (平成十九年七月二十日付け在京ニュージーランド大使館口上書)
- 平成十九年八月八日
- 外務大臣 麻生 太郎
- 農林水産省告示第三十二号
- 農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）第二百二十条の十五第二項、第四項及び第五項、第三百五十五条第五号、第三百三十六条第六項並びに第四百四十一条の六第五項の規定に基づき、平成十九年一月十六日農林水産省告示第四十号（畑作物基準共済掛金率等を定める等の件）の一部を次のように改正し、平成二十年産の茶から適用する。
- 平成十九年八月八日
- 農林水産大臣 若林 正俊
- （次のよう）は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び奈良県庁に備え置いて縦覧に供する。）